

◎岡山県告示第三百号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

津山市宮部下字榎風呂三五番五の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにカドミウム及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十五年九月五日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。